五〇八　日本国に帰化を許可する件　一〇　三
五〇九―一一　原戸籍の一部が滅失した件　一一　二
五一二　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　一一　二
五一三　日本国に帰化を許可する件　一一　二
五一四　〃　一二　二
五一五　〃　一四　三
五一六　除籍の一部が滅失した件　一七　二
五一七　日本国に帰化を許可する件　一七　二
五一八　除籍の一部が滅失した件　一九　二
五一九―二〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一九　二
五二一―二四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一九　二
五二五　日本国に帰化を許可する件　一九　二
五二六　除籍が滅失した件　二〇　一
五二七　日本国に帰化を許可する件　二一　四
五二八　除籍が滅失した件　二五　四
五二九　〃　二六　五
五三〇　戸籍が滅失した件　二七　三
五三一　日本国に帰化を許可する件　二七　三
五三二　除籍の一部が滅失した件　二八　三
五三三　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二八　三
五三四　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　二八　三
五三五　日本国に帰化を許可する件　二八　三


○外務省


三七一　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　六　一
三七二　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　一〇　四
三七三　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一〇　四
三七四　租税に関する情報の交換のための日本国政府とリヒテンシュタイン公国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　一四　三
三七五　食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三
三七六　第四次幹線道路改修計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　一
三七七　南部諸民族州小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　二
三七八　食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　二
三七九　第五次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　二
三八〇　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　一九　二
三八一　国際連合安全保障理事会決議に基づくリベリアに対する資産凍結等の措置の対象を改正する件　一九　二
三八二　紛失の届出により失効した旅券の告示　二一　五
三八三　食糧援助規約の効力発生に関する件　二五　五
三八四　食糧援助に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　七
三八五　イレークアンバ間道路橋梁整備計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　八
三八六　ナカラ港緊急改修計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　八
三八七　アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二五　八
三八八　パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の書簡の交換に関する件　二六　八
三八九　イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二六　二
三九〇　ジブチ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二六　二
三九一　ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二六　二